

宗教系大学による法学教育は可能か

——カナダ連邦最高裁判例の Law Society of British Columbia
v. Trinity Western University 事件判決を題材として——

牧 野 令*

要 旨

本稿は、カナダ連邦最高裁判決である、Law Society of British Columbia v. Trinity Western University 事件 (TWU 事件) について焦点を当てるものである。同事件では宗教的信仰に基づく LGBTQ の学生に対する制約的な学則を有する大学による法学教育・法曹養成教育の是非が争われており、カナダ最高裁判所の判旨や同事件に関するカナダにおける学説状況を紹介した上で、日本法への示唆を検討する。

目 次

はじめに

I 事案の概要

1. カナダの法曹養成制度
2. Trinity Western University について
3. 事案の概要

II カナダにおける信教の自由について——宗教団体の対外的防御と対内的制約

1. カナダにおける信教の自由
2. Law Society of British Columbia v. Trinity Western University 事件判決 (2018年)
3. 若干の検討
4. 小括——日本法への示唆

III Legal Profession Act における「公共の利益」の意義

1. 「公共の利益」とは
2. Law Society of British Columbia v. Trinity Western University 事件判決 (2018年)

3. 学説上の議論

4. 小括——日本法への示唆

おわりに

はじめに

カナダは、2005年に市民婚姻法 (Civil Marriage Act) を制定し、世界で4番目に同性婚を認めた国家となった。したがって、LGBTQ と呼ばれる性的少数者の権利の保障に関しては、先進国中の先進国であるといえる。他方で、レビ記において同性愛が禁じられる伝統的なキリスト教的価値観は途絶えたわけではない。特に、本稿で登場する福音主義キリスト教は、西欧社会において強大な影響力を有している。本稿においては、このような世俗主義的価値観と宗教的価値観との間の軋轢が法学教育・法曹養成教育のあり方に関連して顕現した事例である Law Society of British Columbia v. Trinity Western University 判決¹⁾ (TWU 事件) について検討する。かかる検討を通じて、宗教系大学による法学教育・法曹養成教育の問題点と是非について論じたいと考えている。

* まきの りょう 法学研究科公法専攻博士課程後期課程

2021年8月23日 査読審査終了

第1推薦査読者 橋本 基弘

第2推薦査読者 牛嶋 仁

以下では、まずTWU事件についての事案の概要を紹介したのち、カナダの判例法理において採用されるDoré²⁾/Loyola³⁾基準に従って、憲章上の権利である信教の自由の保護領域とその比較衡量の対象である「公共の利益」の具体的な内容について、カナダの判例法理や学説を参照しつつ検討することとする。

I 事案の概要

本件の具体的な事案の概要に先だって、二つの点について確認しておこう。

まず、カナダにおける法曹とその養成制度について紹介する。本稿で検討の題材とする事件の被告はThe Law Society of British Columbia (LSBC)であるが、この「Law Society」というのは、カナダにおける法曹による自治組織であり、その役割の中には法曹養成に関係するものもある。法曹やその養成制度のあり方は、国によって様々であり、もちろん日本とカナダとでも大きく異なる点がある。したがって、本件の事案について理解するための前提として、まずはカナダの法曹養成制度について確認する必要がある。

次いで、本件の原告であるTrinity Western University (TWU)という大学について簡単に紹介する。TWUは、福音主義キリスト教を設立母体とする総合大学であり、その学則の中に教義が表れている。そして、その学則こそが本件の紛争の根本的な原因となっている。以上の2点を確認したのち、本件の具体的な事案について紹介したい。

1. カナダの法曹養成制度⁴⁾

そもそも「法曹」とは何を意味するのだろうか。日本における「法曹」とは、法律関係業務を専門的に行う法曹三者、すなわち弁護士・検察官・裁判官を意味する。他方で、カナダにおける「法曹」(Legal Profession)は、同じく法律関係業務を専門的に行う者であるが、「弁護士」と「裁判官」の2種類に分けられる。まず、カナダにおける「弁

護士」とは、Law Societyに所属して法律関係業務を行う者である。この中には、私的な法律事務所にも所属して代理人弁護士としての業務を行う者や、企業内弁護士がいる一方で、政府内で刑事訴追を行う弁護士(Crown Attorney)も存在する。また、もう一つのカテゴリーとして公益に従事する弁護士⁵⁾もあり、広く法的サービスを提供している。他方で、「裁判官」は、弁護士として一定の経験を経た者から任命され、その際にLaw Societyの会員ではなくなる。つまり、カナダにおいては、法律専門職に従事する者は、Law Societyに所属する者(=弁護士)とLaw Societyに所属しない者(=裁判官)の2種類に分けられることとなる。

では、このLaw Societyとは、一体どのような組織なのだろうか。Law Societyは、各州においてその州内の弁護士を規律する組織であり、その設置目的は市民への適切な法的サービスの提供を図ることにある、とされる。州によっては、Barristers' Societyという名称が用いられることもあり、カナダにおいて弁護士となるためには、Law Societyに必ず所属しなければならない。Law Societyは、Legal Profession Actなどの名称を持つ各州の立法によって設置されるが、政府からの独立した自治組織としての地位も与えられている。Law Societyの活動内容は多岐にわたるが、その一つが、弁護士資格の付与であり、そこにはロースクールの開設認可(あるいは学位の認定)やロースクール修了後の弁護士資格付与コースの提供も含まれている。

カナダにおいて法曹となるためには、3年制から4年制の学部、そして3年間在学のロースクール⁶⁾を修了したのち、各州のLaw Societyの提供する弁護士資格付与コースを修了し、さらに司法試験(the Bar Admission Exams や Qualification Examinationsなど州によって名称は異なる。)に合格する必要がある。しかし、各州のLaw Societyによって、ロースクール修了の学位(Juris Doctor)が認められなければ、仮にロースクールを卒業し

たとしても、その先の弁護士資格付与コースへと進むことができない。本件で問題となった Trinity Western University も、カナダ各州の Law Society によってロースクール修了の学位を認めないこととされた。以下では、Trinity Western University という大学について確認したのち、本件の紛争が発生するに至った過程を概観する。

2. Trinity Western University について

本件でロースクールの開設を求めたのは Trinity Western University (TWU) である。TWU は、ブリティッシュコロンビア州で1962年に設立された私立大学であり、カナダ福音自由教会がその設立母体となっている。それに伴い、Core Valueとして、「信仰に基づいた、信仰を承認する学びの追求 (Pursuing Faith-Based and Faith-Affirming Learning)」⁷⁾を掲げている。また、TWU では福音主義キリスト教に基づく学則 (Community Covenant)⁸⁾が定められており、学生は、入学時にこの規則の遵守を約束する旨の署名が要求される。この学則の中には、「男女間の婚姻の神聖性を害するような性的関係 (sexual intimacy that violates the sacredness of marriage between a man and a woman)」を禁止するものが含まれており⁹⁾、これによって学生は、学生生活を通じて、仮に自宅などのプライベートな空間においても当該行為が禁止されることとなる。さらに、その学則に署名した者は、自らの行為を規律しなければならないのみならず、他者の行為についても責任を負わなければならない、とされる。事案の概要については後に詳述するが、本件は、この学則が「差別的」であることを理由として、各 Law Society が TWU によるロースクールの開設認可を与えなかったものである。

もっとも、この学則をめぐる紛争は、本件が初めてのことではない。2001年にも TWU の教職課程の認証評価をめぐるカナダ連邦最高裁によって判決が下されており¹⁰⁾、TWU は、ブリティッ

ュコロンビア州教員・教職審査委員会によって、本件と同じ学則をもって「差別的」とであると判断されている¹¹⁾。もっともカナダ連邦最高裁の判断は結論としては本件と異なっており、2001年の事件では、TWU 側の勝訴判決を下している。この結論に関する比較についても後述する。

3. 事案の概要

TWU は、2012年6月15日、カナダローソサエティ連合 (the Federation of Law Societies of Canada) とブリティッシュコロンビア州上級教育大臣に対して、ロースクールの開設を申請した¹²⁾。それに対し、両者ともに承認をした¹³⁾。しかし、オンタリオ州、ノバスコシア州、ブリティッシュコロンビア州の各州の Law Society (それぞれ、Law Society of Upper Canada (LSUC), Nova Scotia Barristers' Society (NSBS), Law Society of British Columbia (LSBC)) は、本件承認決定について異議を唱え、カナダローソサエティ連合とは別に独自の承認プロセスを行う旨の決定を行った。その結果、上記3州で、TWU によるロースクール開設の申請は却下、ないし留保付きの承認がなされた。これに対し、TWU は、上記3州の各 Law Society に対して、本件の各処分は TWU の信教の自由を不当に侵害するものであると主張し、その司法判断を求めて出訴した。

下級審の判断については、TWU v. NSBS¹⁴⁾ は、TWU の信教の自由に対する侵害を認め、TWU の勝訴という結論を下した一方で、TWU v. LSUC¹⁵⁾ と TWU v. LSBC¹⁶⁾ は両者ともに Law Society の勝訴という結論を下した。そのうちカナダ連邦最高裁まで上訴されたのは LSBC と LSUC の二つのケースであるが、それらは同日に判決が下されており、両者はどちらも同旨の結論であることから、以下では、このうちより詳細に述べられている Law Society of British Columbia v. Trinity Western University に焦点を合わせて紹介、検討する。

II カナダにおける信教の自由について —— 宗教団体の対外的防御と対内的制約

1. カナダにおける信教の自由

カナダにおける信教の自由については、1982年憲法法律（1982年カナダ法別表B）第1章「カナダの権利及び自由の憲章」の第2条（a）で定められている。これに関わるリーディングケースは、Big M Mart事件¹⁷⁾であり、本件においても引用がなされている。同事件は、日曜日を「主の日」とし休日を選んだ宗教的信念を信じる権利、宗教的信念を公然と、そして妨害や報復の心配なく宣言する権利、宗教的信念を崇拝や宗教的行為により、または宗教教育や布教を通して明らかにする権利¹⁸⁾と定義づけられている。

そして、どのような場合に信教の自由に対する制約を認めることができるか、の判断については、Amselem事件判決¹⁹⁾及びLoyola事件判決²⁰⁾がリーディングケースとなっている。

前者の事件では、信教の自由に対する侵害が認定される基準として、(1)原告が、ある行為や信条について、それが宗教と結びついていることに対して真摯に信じていること、(2)異議を唱えられた国家の行為が、当該行為や信条と一致する行動をとる能力・可能性に対して、「些細なもの」以上のやり方で妨害をしていることの両者を原告が立証したこと、の2点を挙げている²¹⁾。

ところで、本件は、宗教団体である福音主義キリスト教系大学の信教の自由が問題となる事例である。そこで、信教の自由が団体に対しても認められるのか否かが問題となる。憲法上の権利が団体に対しても保障されるか否かは、日本の憲法学においても問題となる論点である。他方で本件においては、宗教団体が、「団体の構成員に対して制約を課す自由」を、国家あるいは公権力に対して主張することができるか否かが問題となっている

が、かかる権利について憲法上いかなる評価をすべきかについては、日本では未だ十分な議論がされているとはいえない。注意をしなければならないのは、本件は構成員と団体の間の紛争ではない、という点である。本件は、私的団体としての大学と公的組織としてのLaw Societyとの間の争いであり、かかる態様の紛争において、構成員に対する抑圧的な規則はどのようにして評価されるべきだろうか。以下では、本件におけるAbella裁判官他による多数意見の論理とRowe裁判官による補足意見を紹介したのち、かかる事例に関係する学説を紹介し、最後に、日本法への示唆及び簡単な私見をもって小括とする。

2. Law Society of British Columbia v. Trinity Western University 事件判決（2018年）

(1) Abella, Moldaver, Karakatsanis, Wagner, Gascon 裁判官の多数意見について

まず、多数意見は、信教の自由の制約が問題とされる事例の判断基準として、Amselem事件判決基準を挙げ、先述の通り、「(1)彼ないし彼女の宗教と結びついている信条もしくは宗教的行為について真摯な信仰があること」、そして「(2)「些細な」とは評価し得ないような仕方、ここで非難される国家の行為が原告の宗教的行為ないし信条にそったような行為を妨害されていること²²⁾」の両者が示された場合に、信教の自由の制約が認められることとなる、とした。他方で、この基準は本件のTWUのような団体に対しても適用が可能だろうか。この点、多数意見によると、このAmselem事件判決で示された基準は、「個人の選択（personal choice）」や「個人の自律（individual autonomy）」を前提とした個人主義的思想を反映したものであるから、宗教的共同の維持や結成といった共同体主義（communitarian）的な行為にはそのまま適用することはできない、とされた²³⁾。

しかし結論として多数意見は、Loyola事件判決を引用することで団体に対する適用可能性を認め

た。Loyola事件とは、ケベック州が普通教育を行う学校に「倫理・宗教文化 (Ethics and Religious Cultures)」という科目の実施を義務づけたことに対し、カトリック系私立学校である Loyola High Schoolが信教の自由に基づいてその法義務免除を主張した事件である。Loyola事件においてカナダ最高裁判所は、「裁判所による信教の自由の解釈が、個人の選択や個人の自律、個人の自由という概念を反映するものであるとしても、宗教というものは、宗教的信条と宗教的「関係性」の両者に関わるものである」²⁴⁾、と述べた上で、信教の自由の保護領域には、「宗教的信条自体と共同体的な組織や伝統を通じて同信条を表現する事との間の深い関係性」²⁵⁾も含まれなければならない、と判断している。これによって、TWUの信教の自由の保障が認められるに至った。

(2) Rowe 補足意見について

以上の多数意見の論理構成に対し、Rowe 裁判官は賛同しなかった。Rowe 裁判官はそもそも、本件 TWU には本件において信教の自由の侵害を認めなかったため、Doré/Loyola 基準を適用せず、通常通りの合理性の基準に照らして判断し²⁶⁾、TWU のロースタールの開設不許可処分は合憲である、と判断したのである。かかる判断における多数意見との対立点は、①構成員に対する抑圧的な宗教団体に、信教の自由の保護を与えるべきか否か、そして②本件に対して、Loyola 事件判決を適用することができるか、というところにある。この2点の対立点について、以下で検討する。

まず1点目について、Rowe 裁判官は、「信教の自由は、深い個人的な信条や宗教が要求する実践を守る個人的な選択に対する妨害から保護するものである」以上、「個人、あるいは、信者集団が、彼らの宗教的信条や宗教的实践を、信仰を共有しないものに対して強制するための手段を保護しているわけではない」²⁷⁾と、判断した。すなわち、構成員に対して抑圧的な共同体の権利については、それによって抑圧される個人の権利を重視するこ

とで、共同体の権利の要保護性を認めなかったのである。

また、2点目について、Rowe 裁判官によると、Loyola 事件は「自らの宗教的観点を学生に教える自由」としての信教の自由が問題となったのに対し、本件においては、TWU が、法学教育に際し、「学生に対する制約を課しながら」教育を行う自由としての信教の自由が問題となっているため、それらを同様に解することはできない、と判断している²⁸⁾。すなわち、Rowe 裁判官によると、Loyola 事件においては、構成員に対する抑圧的な性質が認められなかった一方で、本件においては構成員に対する抑圧的な性質がある以上は、事案を同視することができない、とされたのである。

3. 若干の検討

団体の自由をめぐり、個人の自律と団体の権利が対立する場合に、いかにして解すべきだろうか。この点、Amselem 事件判決の基準が信教の自由の保護領域に関するリードケースとされていたことから分かる通り、カナダにおいては「個人の自律」に対して重さが置かれており、Loyola 事件判決までは、教会などの団体をのぞき、法人には信教の自由の保障が認められない、とされていた²⁹⁾。この点、団体による信教の自由については、対外的防御と対内的制約という観点³⁰⁾がある。そして、本件紛争は、構成員対団体という図式ではなかった以上、「対外的防御」としての信教の自由が問題となる事例である。Abella ほか多数意見が Rowe 裁判官と同様の見解を取らず、保護領域の検討段階で構成員に抑圧的性格を考慮しなかったのは、本件が「対内的制約」ではなく、「対外的防御」としての信教の自由が問題となっている事例だからである、と考えられる。

4. 小括——日本法への示唆

団体の人権享有主体性という論点は、日本の憲法学においても長く論じられているものである。

そして、高橋和之の学説³¹⁾によると、対外的防御としての団体の権利については、構成員の権利の主張適格の問題として捉え直され、対内的制約としての団体の権利については、統制権・紀律権の問題として捉え直されることとなる。他方で、対外的防御としての団体の権利が問題とされる事例において、対内的制約はいかにして考慮されるべきか（あるいは考慮されないべきか）は、いまだ日本では論じられていない問題であると言えよう。

Ⅲ Legal Profession Actにおける「公共の利益」の意義

1. 「公共の利益」とは

Doré/Loyola 基準に従うと、行政裁量の行使の結果として憲章上の権利が制約を受ける場合には、当該決定が問題となる憲章上保護された権利・価値と、関係する実定法上の義務との間のバランスを適切に反映しているか否かが審査される³²⁾。そして、① 憲章上の権利については最大限の保護を要求する一方で、② 裁量権者が適切な制定法上の目的とバランスの取れた限度で憲章上の保護を制限する場合にのみ、比例性を満たす均衡を認められるのである³³⁾。

この点、Law Societyが「市民に適切な法的サービスを提供するという公共の利益のために弁護士職を規律すること」を目的としていることは、すでに述べた通りである。また、ブリティッシュコロンビア州においては、Legal Profession Act, c.9, s.3³⁴⁾によって「公共の利益 (public interest)」に関する規定がされている。そこで、この「公共の利益」とは何を意味するのだろうか。上記②の基準における、信教の自由に対抗する「制定法上の目的」と関連して問題となる。

以下では、Abella 裁判官らの多数意見によって示された解釈と、Côté・Brown 裁判官によって示された解釈について紹介したのち、学説上論じられた議論について紹介する。TWU ロースクールに関しては、学説上もっとも盛んに議論されたのが、

この「公共の利益」に関係する議論であったといえる。その中には、カナダ最高裁判所による判決には表れていない議論も多く存在する。しかし、本稿の主たる関心対象である法学教育・法曹養成教育のあり方について再考を迫る議論が多く含まれている以上、確認する必要がある。

2. Law Society of British Columbia v. Trinity Western University 事件判決 (2018年)

(1) Abella 多数意見について

多数意見では、本件で問題となる「公共の利益」の内容として、1) 法律専門職への平等なアクセス、2) 法曹の多様性を確保すること、及び、3) LGBTQ の学生に対する侵害の防止という3点を挙げている³⁵⁾。これらの利益はいずれも、「平等」によって根拠づけられるものであり、また、これら3点の関係性としては、3) LGBTQ の学生に対して区別しないことによって、1) 及び2) の確保がなされることとなる³⁶⁾。

かかる三つの利益を挙げた上で、本件学則はLGBTQ の学生のもっとも私的な領域に対して干渉するものであり、特に、進学先について他の選択肢を有さないLGBTQ の学生に対しては、重大な不利益を課すものである、と指摘している。

他方で、本件で問題となる憲章上の権利である信教の自由については、① 本件学則は、必ずしもキリスト教的環境のもとで学業に励むことを強いるものではなく、あくまでも宗教的行動準則に過ぎないこと、② 各人の精神的な成長にとっても、各共同体によって好まれている宗教的信条が注がれているような環境で法律を学ばなければならないわけではないことを指摘した上で、その制約の重大性がさほど大きくない、という評価を加えている。

そして、結論として、上記のバランスングの上で、本件においてLSBCが取りうる選択肢はTWU ロースクールの開設を承認するか不許可とするかの二つしかない以上、不許可処分を下したことに

不合理性はなかった、と判断している。

(2) Côté・Brown 反対意見について

まず、Côté・Brown 反対意見は、裁量判断の過誤の観点から、多数意見の考える「平等」は「公共の利益」の内容として不適切ではないか、という批判を行っている³⁷⁾。これはすなわち、考慮すべきでない事柄を考慮している、という判断過程統制的な批判である。反対意見によると、Legal Profession Actの目的は、あくまでも、「弁護士志望者が弁護士資格をあたえるのにふさわしい資質を有することを確実にすること」であること³⁸⁾から、ロースクール開設時点において「公共の利益」について考慮すること自体が早計である、としている³⁹⁾、⁴⁰⁾。

また、仮に、「弁護士としての適性の確保」以外の利益であっても「公共の利益」に該当しうるとすると、宗教的多様性の確保や、様々な宗教の平等性というのも重要な利益であり、「公共の利益」に該当しうる、としている。すなわち、「public interest」の意義について、広範な理解を前提とした場合、TWUの宗教的な行為に対して「合理的配慮」を図ることは、世俗主義・多元主義にとっての前提を成し、TWUのメンバーの尊厳を保護するために必要である、としている⁴¹⁾。カナダの信教の自由をめぐる判例では、合理的配慮の法理が認められている。また、合理的配慮の法理の観点からは、より具体的な事例を想定し、休日に関する宗教上のきまりが原因で、あるいは宗教上必要とされる様々な儀礼的行為によって、世俗的なロースクールになじめない人々がおり、宗教的なロースクールはそのような人々に対して法学教育・法曹養成教育へのアクセスの平等性を保障する必要がある、というDwight Newmanによる議論も考えられるであろう⁴²⁾。もっとも、合理的配慮の法理にも限界が存在し、対抗法益が同程度に重要な場合や法規範の核心に関わる場合には、合理的配慮が限界づけられうる⁴³⁾、⁴⁴⁾、とされる。本件における対抗法益は、いうまでもなく「平等」、あるいは

LGBTQの権利であろう。

また、本件における「公共の利益」の核心には、確かに、適切な法的サービスの提供、あるいは弁護士としての資質の確保があるといえる。この点、前者は重大な利益であるといえるが、反対意見によると、本件で問題となっている学則は、そもそも広範な禁止規定を設けている中の一つに過ぎず、さらに、同規定は未婚の異性間カップルの性的行為も禁じている以上は、かならずしもLGBTQの人々に対する狙い撃ち的な規制ではない⁴⁵⁾、とされるが、その一方で、この学則はTWUにとっての「宗教共同体の生命力 (the vitality of the religious community)」を維持するものである⁴⁶⁾、⁴⁷⁾から、本件で問題とされる信教の自由と平等との間に「同程度の重要性」が認められない、と主張される。さらに、次に述べる世俗主義とも関連するが、反対意見は、カナダ社会の多様性は、宗教的多元性によっても反映されているのであり、観点の多様性自体が尊重されなければならない、と主張している⁴⁸⁾。

3. 学説上の議論

(1) 世俗主義的なアプローチ

以上で検討した「平等」のうち、特に本件判決の多数意見が述べる「平等」は、LGBTQの利益を重視したものである。したがって、本判決は、世俗的な価値観に基づいた判断である、ということができる。この点、「世俗主義」という観点から、この判断は妥当であるといえるだろうか。

カナダは世俗主義国家であるといわれており、様々な判例を通じてそれが確認されてきている。カナダ判例法理における世俗主義の意義について、カナダのWittenの研究⁴⁹⁾を参考にして述べた上で、本件TWU事件判決の採用している立場について検討したい。

まず、Wittenは、TaylorとMaclureを引用した上で、世俗主義とは「異なる世界観の「平等な尊重」と「良心の自由」という二つの主要な原理に

に基づき、「教会と国家の分離及び国家の宗教への中立性」という形式で作用する概念⁵⁰⁾、と定義づけており、「世俗主義」の概念を二種類に分類している。一つ目が、厳格な世俗主義であり、もう一つが、穏健な世俗主義とされるものである。

Wittenによると、厳格な世俗主義とは、公共領域において「不信仰」に対して積極的に特権を与え、私的領域においてのみ宗教に対する寛容性を認めるものである、とされる⁵¹⁾。他方で、穏健な世俗主義とは、国家に対し、宗教や「究極的な意味」については不可知論者であることを要求する考え方である、とされる⁵²⁾。すなわち、両者の相違点は、公的領域と私的領域に分けるのか否か、また、「不信仰」などのなんらかの世俗的な価値観に対して特権的な地位を与えるのか否か、という2点が挙げられる。そしてまた、Wittenは、「憲章2条(a)の保障する信教の自由は、元来多数派の価値観から非中立的な活動を保護する趣旨である⁵³⁾と指摘した上で、本件において信仰よりも世俗的諸価値が支持されうることによって、「宗教的信条は、公共的規範に一致する範囲でのみ保護されることとなるであろう⁵⁴⁾、としており、「穏健な世俗主義」をより適切なものである、と主張している。

この点につき、カナダ連邦最高裁判例においては、どのようにして判断されてきたのだろうか。Wittenが論文中で挙げている判例のうち、本件とも関係性の大きい2001年TWU事件判決について確認する。

2001年TWU事件判決は、「信仰と行為 (belief and conduct)⁵⁵⁾の区別を指摘した上で、卒業生が同性愛者に差別的行為をするであろうことの証拠が存在しないことを指摘して⁵⁶⁾、TWUの教職課程の認証評価の不許可処分を違憲としており、これは、行為の観点から信仰の部分を取り離して考えることで、「宗教や『究極的な意味』については不可知論者であること、すなわち、「穏健な世俗主義」の方途を選択した⁵⁷⁾、と主張する。

これに対して、本件は、ロースクールの教育が「公共領域」にあることを前提として、「不信仰」に対する特権をあたえるものであり、厳格な世俗主義的な判断である、といえよう。したがって、これはWittenの立場からは否定される結論である。また、本判決の反対意見の中でも、「どのように生きるべきかについて単一の考え方へと収束し得ない価値観の対立」があったとしても、「公共領域はあらゆるものにとって共有されるべきである」という常識が存在する、と主張されており⁵⁸⁾、これもまた、なんらかの思想的立場に特権的地位を与えないWittenと軌を同一にする立場であると考えられる。

この点につき、確かに「私立」大学であるTWUの信仰について「私的」なものである、と考えることは容易である。しかし、私見では、法学教育、とりわけ法曹実務教育が「公共領域」に全く関係していない、と考えるのも疑問を覚える。というのは、まさにLegal Profession Act自体が、「公共の利益」(public interest)という語を用いており、さらに、後述する弁護士の「モデル論」から考えても、単に私立大学であるというだけで法曹実務教育から「公共性」を一切排除して考えることはかえって不自然だからである。

世俗主義の意義をめぐってはいまなお盛んに議論されており、世俗主義の解釈をめぐら問題や「公共領域」の拡大の是非といった問題について、本稿の中で結論づけるのは困難である。さしあたり、宗教と法学教育の緊張関係という問題点を考える際の切り口としての世俗主義的観点の指摘に留める。

(2) 法学教育・法曹養成教育における宗教的観点

宗教的バイアスにより、適切な法学教育がなされないのではないか、ということも問題となる。つまりこれは、TWUが前提とする思想が、カナダ憲法における平等権や法曹倫理についての判例や通説による理解とは異なる理解を前提としている

ことから、そのような理解に基づく法学教育は、法学教育としての適切性に欠けるのではないか^{59), 60)}、という指摘である。

また、法曹養成教育を行う機関としての適切性も問題となる。先に述べた通り、普通教育を行う教員を育成する教職過程の認可についても、TWUは一度拒否されている。しかし、カナダ最高裁によって、その判断は覆され、結果として、教職課程の設置が認められるに至っているのである⁶¹⁾。なぜ、カナダ連邦最高裁は、教職課程の設置は認めたにもかかわらず、ロースクールの開設を認めなかったのだろうか。

この点、普通教育において求められる公共性と法曹実務において求められる公共性が異なる、ということが指摘される⁶²⁾。Pothierは、法曹実務において求められるのは、適切な法の運用の能力であり、そこでは自らの思想・信条を押し殺さなければならない場面も少なくないことを指摘した上で⁶³⁾、さらに、法曹には、「マイノリティの人々に対して差別を行ってはならない」という一般的義務よりもさらに高度な職業倫理が要求される一方で、教職員には、一般人と同程度の義務しか課せられない⁶⁴⁾、と主張する。

4. 小括——日本法への示唆

日本の法学教育・法曹養成教育においては、あるべき弁護士の姿について、「法曹倫理」という授業の中で学ぶこととなる。日本においては、弁護士の役割の「モデル論」⁶⁵⁾と呼ばれる議論が存在し、弁護士の理想像として、公益に資する立場であることを重視する在野法曹モデル・プロフェッションモデルや、依頼人に対する法的サービスを提供する立場であることを重視する法サービスモデル・関係思考モデルをはじめとする、様々なモデルが提唱されている。確かに、弁護士職務基本規程の第1条は、「弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に務める」ものであることを定め

ており、さらに、弁護士法第1条1項も「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めていることから、これは弁護士の役割のプロフェッショナル的・理想主義的側面を含意していることは明らかである。弁護士の公益的役割を重視する立場は、法律専門職従事者には一般的義務よりもさらに高度な職業倫理が要求される、とする学説と親和性が高いといえよう。他方で、弁護士と依頼者・国民との新しいパートナーシップを志向する立場⁶⁶⁾や、市場原理の中で弁護士のプロフェッションを再構成し、弁護士サービスの「専門技術性」を重視し、個々の事件処理を通じて自由な社会の形成発展を志向する立場⁶⁷⁾からすると、弁護士の役割の中でも法サービス性が重視されるため、依頼人が宗教関係者である場合には、依頼人と同じ信仰を共有する弁護士こそがその代理人としてもっとも適していることとなる以上、弁護士の宗教的多様性を重視した方が法的サービスのアクセシビリティに資する、とも考えられる。

弁護士や法曹の役割に関して、何が望ましいモデルであるか、という論点については、その議論状況の概要の紹介に留める。この点、日本の弁護士のプロフェッションに関する通説的立場によると、基本的人権の擁護や社会正義の実現というのは、不特定多数の市民の中から任意に提示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動を行うことを通じて達成されるものである、と解されており⁶⁸⁾、プロフェッション性と法サービス性の共存が考慮されている。さしあたり、このような通説的な立場から考えると、個々の大学における法学教育・法曹養成教育が法曹としての適性の育成となら関連性がないならまだしも、あるべき法学教育・法曹養成教育を考えるに当たっては、弁護士の宗教的多様性の確保という観点も少なくとも無用なものとはいえないであろう。

おわりに

本稿では、TWU事件を足掛かりに、カナダにおける信教の自由の保護の態様と、法学教育・法曹養成教育における「公共の利益」と信教の自由との間の緊張関係について検討してきた。信教の自由の保障のあり方については対外的防御と対内的制約という観点から検討した上で、法曹養成教育における「公共の利益」と関係して、弁護士モデル論を足掛かりに、宗教系大学による法曹養成教育の可能性について検討してきた。

宗教系大学の法曹養成教育についていえば、アメリカにおいては、Yeshiva UniversityのCardozo School of Lawなど正統派ユダヤ教系のロースクールが存在しているが、取り立てて宗教と法曹養成教育の緊張関係については問題とされてこなかった。しかし、本件は単に法曹養成教育に宗教が関係するだけの事例ではなく、LGBTQの人々に対する権利侵害が問題とされた事例であり、だからこそ問題点が明らかにされた事例であるといえる。日本においても、LGBTQの人々に対する差別の問題については、認識が広まっている。法曹養成教育のあり方に加え、「真摯な信仰」や思想・良心と平等の対立関係については、引き続き検討すべき問題点である、といえよう。

注

- 1) *Law Society of British Columbia v. Trinity Western University*, [2018] 2 S.C.R. 293 [TWU 2018].
- 2) *Doré v Barreau du Quebec*, 2012 SCC 12, [2012] 1 S.C.R. 395.
- 3) *Loyola High School v. Quebec (Attorney General)*, 2015 SCC 12, [2015] 1 S.C.R. 613 [Loyola].
- 4) カナダの法曹養成制度については、倉地康弘「カナダの弁護士とその養成」判例時報1732号、2001年、12頁、佐々木雅寿「カナダの法曹養成制度」法律時報78巻2号（通巻966号）、2006年、61頁等参照。
- 5) このカテゴリーに属する弁護士は、例えば、the African Canadian Legal ClinicやWoman's Legal and Education Action Fundなどに勤め、マイノリティの地位向上などの公益の実現を目指す。
- 6) カナダにおいては、学部を卒業することがロースクール入学の要件とされるが、ロースクールも制度上は学部の一つである。
- 7) Trinity Western University, Pursuing Faith-Based and Faith-Affirming Learning, <https://www.twu.ca/about/core-values/faith-based-learning>, last visited July 7, 2021.
- 8) Trinity Western University, Trinity Western University Community Covenant Agreement, https://www.twu.ca/sites/default/files/twu_community_covenant.pdf, last visited July 7, 2021.
- 9) *Ibid*, p.3.
- 10) *Trinity Western University v. British Columbia Collage of Teachers*, [2001] 1 S.C.R. 772 [TWU 2001].
同事件の翻訳として、桑原昌宏訳「トリニティ・ウエスタン大学、ドナ・リンクエスト 対 プリティッシュ・コロンビア州教員・教職課程審査委員会事件カナダ最高裁判決」愛知学院大学宗教法制研究所編『法と宗教をめぐる現代的諸問題』紀要第48号、2007年、113頁参照。
- 11) *TWU 2001*, para 14.
- 12) *TWU 2018*, para 11.
- 13) *TWU 2018*, para 12.
- 14) *Trinity Western University v. Nova Scotia Barristers' Society*, 2015 NSSC 25, 381 DLR (4th) 296.
- 15) *Trinity Western University v. Law Society of Upper Canada*, 2015 ONSC 4250, 387 DLR (4th) 149; 2016 ONCA 518, 131 O.R. (3d) 113.
- 16) *Trinity Western University v. Law Society of British Columbia*, 2015 BCSC 2326, 392 DLR (4th) 722; 2016 BCCA 423, 405 DLR (4th) 16.
- 17) *R. v. Big M Drug Mart Ltd.*, [1985] 1 S.C.R. 295.
- 18) *Ibid*, p.336.
邦語文献でこの点について言及があるものとして、松井茂記『カナダの憲法—多文化主義の国のかたち、岩波書店、2012年、177頁や富井幸雄「カナダにおける信教の自由」法学会雑誌48巻2号、2007年、191頁など参照。
- 19) *Syndicat Northcrest v. Amselem*, 2004 SCC 47, [2004] 2 S.C.R. 551 [Amselem].
- 20) See *Loyola supra* note 4.
- 21) *Amselem*, para 65.

- 22) *TWU 2018*, para 63. See also *Amselem*, para 65.
- 23) See *TWU 2018*, para 64.
- 24) *Loyola*, para 59.
- 25) *Loyola*, para 60.
- 26) *TWU 2018*, para 158.
- 27) *TWU 2018*, para 251.
- 28) *TWU 2018*, para 250.
- 29) 松井茂記『カナダの憲法—多文化主義の国のかたち』, 岩波書店, 2012年, 168頁.
- 30) 「対内的制約」と「対外的防御」というのは, キムリッカによる用語法である(ウィル・キムリッカ(角田猛之他訳)『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義—』, 晃洋書房, 1998年, 50頁参照).
- 31) 高橋和之「団体の人権主張適格」藤田宙靖他編『憲法論集』, 創文社, 2004年, 19頁.
- 32) *TWU 2018*, para 58.
- 33) *Ibid.*
- 34) Legal Profession Act, S.B.C. 1998, c.9, s.3. は以下のように定める。
“It is the object and duty of the society to uphold and protect the public interest in the administration of justice by...”
すなわち, 以下に続く(a)から(e)の事項に定められる行為を通じて, 「公共の利益 (public interest)」を保護することが Law Society の義務である旨, 定められている。
- 35) *TWU 2018*, para 39.
- 36) *TWU 2018*, paras 39, 40.
- 37) *TWU 2018*, para 273.
- 38) *TWU 2018*, para 283.
- 39) *Ibid.*
- 40) See Mark A. Witten, *Tracking Secularism: Freedom of Religion, Education, and the Trinity Western University Law School Dispute*, 79 Sask. L. Rev. 215 [2016], p. 255.
Witten は, 法学教育へのアクセスと法曹界へのアクセスとを同視することを, 「公的領域の過度な拡大」の観点から問題視する。
- 41) *TWU 2018*, paras 334, 335.
- 42) Dwight Newman, *On the Trinity Western University Controversy: An Argument for Christian Law School in Canada*, Constitutional Forum 22, No.3 [2013], p.2.
- 43) *TWU 2018*, para 100.
- 44) 山本健人「カナダにおける信教の自由と合理的配慮の法理—その多文化主義的擁護に向けた緒論—」法学政治学論究第110号, 2016年, 232頁. また, カナダにおける合理的配慮については, 同「信教の自由における「法的多文化主義」と合理的配慮—カナダ憲法理論を素材に—」法学政治学論究第113号, 2017年, 139頁や, 同「信教の自由の保護領域と制約の正当化—カナダ憲法判例からの示唆—」憲法理論研究会編『憲法の可能性』(憲法理論叢書27), 敬文堂, 2019年, 155頁参照.
- 45) *TWU 2018*, para 335.
- 46) *Ibid.*
- 47) See also Witten, *Tracking Secularism*, p.261.
- 48) *TWU 2018*, para 337. See also *TWU 2001*, para 33.
- 49) Witten, *Tracking Secularism*.
- 50) Jocelyn Maclure & Charles Taylor, *Secularism and Freedom of Conscience*, translated by Jane Marie Todd (Cambridge, Mass ; Harvard University Press, 2011) p.23.
- 51) Witten, *Tracking Secularism*, p.222.
- 52) Witten, *Tracking Secularism*, pp.224-225.
- 53) Witten, *Tracking Secularism*, p.254.
- 54) *Ibid.*
- 55) *TWU 2001*, para 36.
- 56) *Ibid.*
- 57) Witten, *Tracking Secularism*, p.238.
- 58) *TWU 2018*, para 37.
- 59) See Elaine Craig, *The Case for the Federation of Law Societies Rejecting Trinity Western University's Proposed Law Degree Program*, [2013] Canadian Journal of Women and the Law, 25 (1).
もっとも, これは主張が多岐にわたっており, 本稿では取り上げきれない主張も多く含まれている。たとえば, 「宗教に倫理的な推論は可能か」といった問題提起がなされているが, 特に法学教育との関連性の強いもの, とりわけ法曹倫理のみを指摘することとする。
- 60) Dianne Pothier, *An Argument against Accreditation of Trinity Western University's Proposed Law School*, Constitution Forum 23, No.1 [2014], p.3.
- 61) See *TWU 2001*, paras 40-44.
- 62) Pothier, *An Argument against Accreditation of Trinity Western University's Proposed Law School*, p.5.
- 63) Pothier, *An Argument against Accreditation of Trinity Western University's Proposed Law School*, pp.3-5.

- 64) Pothier, *An Argument against Accreditation of Trinity Western University's Proposed Law School*, p.5.
- 65) 弁護士の「モデル論」の概要については、日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編『解説「弁護士職務基本規程」第3版』, 2017年, 3頁や森際康友編『法曹の倫理 [第3版]』, 名古屋大学出版会, 2019年, 191頁(森際康友執筆)など参照.
- 66) 棚瀬孝雄「脱プロフェッション化と弁護士像の変容」日本弁護士連合会編集委員会編『あたらしい世紀への弁護士像』, 有斐閣, 1997年, 204頁.
- 67) 那須弘平「プロフェッション論の再構築」同上書, 251頁.
- 68) 石村善助『現代のプロフェッション』, 至誠堂, 1969年, 25頁. また, 弁護士職務基本規程の逐条解説として, 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編『解説「弁護士職務基本規程」第3版』, 日本弁護士連合会, 2017年, 3-4頁参照.